90周年を迎えた法律相談部の活動について

1932年に明治大学に学生法律相談所が開設されたとされ、法律相談部は創部90周年を迎えました。1920年の大学令による明治大学の認可からさほど年月を待たずに、法律相談活動により法律の勉強を深め、法が実際社会で機能している側面をも学ぶ活動や臨床法学を志向した方向がみてとれます。

法学会法律相談部では、土曜日に駿河台キャンパスで行われる日常の無料法律相談活動、翌週火曜日または水曜日に行われる相談結果の検討（資料検討）に参加するため、日頃から民法を中心に熱い勉強会が開かれています。相談活動は、相談者から相談の概要を伺い、どのような法律に関係するか整理する受付業務から始まります。本相談の担当者は、さらに相談者からの相談内容について問題を整理し、法律構成を行います。そして、相談者から離れた場所で担当者同士での回答内容を形成し、その上で、これらについて顧問弁護士のチェックを受けます。その後、相談者に回答するという流れになります。さらに、相談日の翌週に相談に携わった顧問弁護士とは別の顧問弁護士に来校いただき、法律相談の内容・回答をもう一度検討しチェックする資料検討会が開催されます。相談活動は、法律相談部出身の20人を超える顧問弁護士による指導・協力のもとに行われています。

法律相談に携わるのは法学部の学生です。部員数は現在200名ほどです。1・2年生のうちに相談を担当するための基礎学力を身に付けるよう学習プログラムが組まれ、学生たちは、講義・ゼミ形式の勉強会や模擬相談に励んでいます。コロナ禍のため、ここ2年ほどはオンラインを用いた勉強会も行っています。例年、夏には移動法律相談、春と夏には合宿勉強会が行われていたのですが、これも思うようにはいかない状況です。コロナの影響を克服するため、感染防止を最優先にしながら、通常の活動が再開できることを期待して、日々の部活動に励んでいます。幸い、本年度は、5月14日から法律相談を再開しました。

和泉キャンパスで行われた法律相談部のガイダンスと講演の風景

法学会法律相談部部長
南保 勝美
NAMPO Katsumi
法学部教授
専門：民事法学、商法（会社法）

コロナ後を見据えた法律相談部

法学会法律相談部
89期幹事長
法学部3年
末宗 悠生
SUEMUNE Yusei

新型コロナウイルス感染症の流行は、私たち今の3年生が大学に入学した時から始まりました。その影響によって、対面での活動が制限され、法律相談部の中でのつながりが希薄になっているという課題があります。例えば、私たちが入学した年から、合宿で行っていた問題検討はオンラインで開催することになりました。以前は部員全員が合宿に参加していたため、合宿に参加することで同期はもちろん、先輩や後輩との関係を築いていましたが、それもできず「いったい何のためにこの部活に自分はいるのだろうか」と考える部員は私を含めて少なくありませんでした。

現在は、感染症の流行が始まった時に比べて活動制限は緩やかになり、一切認められていなかった対面活動も徐々に再開できるようになっています。そこで、合宿で行っていた民法の問題検討をキャンパスで実施するようになりました。キャンパスでの問題検討は日帰りで行うので合宿よりも時間は短くなりますが、実際に部員同士が会って話すことができるため、完全にオンラインで実施していた時よりも部員同士の仲は深まっているように感じます。

このように、現在認められている範囲で感染対策には配慮しつつ、積極的に部員が会って話せる環境をつくることで、部内のつながりの希薄さを解消できるようにしています。しかし、感染症流行前に実施していた新入生歓迎イベント、BBQや花火大会など、勉強に全く関係のないイベントの開催は認められていないことから、依然として課題は残っています。

今、法律相談部を運営している3年生が共有している目標は「コロナ後を見据えた法律相談部の運営」ということです。感染症に影響されない大学生活を私たち3年生が在学中に送ることは難しいかもしれません。しかし、その可能性がある今年の1年生が「相談部にいて良かった」と思える機会を設けていくこと、先輩方から引き継いだ今は実施できていないイベントのノウハウをつないでいくことが、今の私たちがすべきことだと考えています。

合宿で行っていた問題検討をキャンパスで実施

明治大学法学会法律相談部
Webサイト
http://meiji-lawclub.jp/